

契約書に盛り込むべき条項

(無催告解除又は買戻し)

第〇〇条 当該契約における売主と買主は、三重県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）で規定されている「不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等」の内容を尊重し、その責務を果たすため、あらかじめ当該売買契約の解除及び買戻しについて、以下のように規定することで合意した。

(1) 買主は、当該契約に係る土地上に自己又は第三者をして、建物等を建築又は設置し、暴力団の事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用してはならない。

(2) 売主は、当該契約締結後に買主が当該契約に係る土地上に自己又は第三者をして、建物等を建築又は設置し、暴力団の事務所として使用したことが判明した場合には、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該物件を買戻すことができる。

(3) 買主は、当該契約の解除又は当該物件の買戻しに際し、建物その他買主ないし第三者が当該物件に附属させたもの及び附属した建物等に附加した造作等の買取請求、保存に要した費用及び有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

2 買主は、売主又は媒介業者が行う、当該契約に係る土地上に買主又は第三者をして、建物等を建築又は設置し、暴力団の事務所として使用しないことに関する調査に協力し、売主又は媒介業者が同調査に必要と判断する資料を提供しなければならない。